

お知らせ

平成26年度緊急臨時的医師派遣事業の見直し等について

平成26年 4月
北海道保健福祉部

本事業は、関係団体の協力を得て、都市部の医療機関から医師の確保が困難な地域の医療機関に対し、緊急臨時的に医師を派遣するものであり、平成20年6月から事業を開始した。

派遣件数は毎年増加しており、事業開始から5年を経た今年度においては、新たな派遣先や派遣元の拡大を目指し、派遣期間などに係る事業の見直しを行ったが、地域における厳しい医師不足を背景に、必要な派遣期間の延長や派遣先の固定化などが顕著な状況となっている。

このため、改めて、次のとおり見直しを行い、より効果的・安定的な事業の推進を図るものである。

1 現状

- ・当該事業は、緊急臨時的な医師の不足に対し、即効性のある対策として大きな役割を担っている。
- ・今年度、派遣基準の運用の見直しを行ったが、派遣実績のうち、最長2年までとする派遣期間について、特例として更に派遣延長した日数の割合が約3割となる見込みとなっており、新たな派遣申請への対応が厳しい状況となっている。

2 課題

地域においては、常勤医師はもとより非常勤医師の確保についても依然として厳しいことから、地域医療支援のための医師の派遣元となる医療機関の増加を目指す他、新たに緊急臨時的に医師派遣が必要となった医療機関からの要請に可能な限り応えるため、本事業のさらなる効果的・安定的に運用にあたり、事業の見直しに取り組む必要がある。

3 今後の対応

(1) 事業の見直し

＜受益者負担の導入＞

- ①対象…派遣を受けている期間が2年を超える医療機関
- ②負担額…現在、道が全額負担している派遣元医療機関に対する謝金（1日につき50,000円）のうち、二分の一の額（1日につき25,000円）を負担する。

本事業は、医師確保の政策的な誘導策として派遣期間を定めて実施するものであり、今後、より多くの医療機関の要請に対応するため、一定の派遣期間を経過した医療機関に対して、必要な負担をいただくものである。

(2) 見直しの時期

平成26年4月1日

4 その他

今回の見直し後において、関係団体のご意見も伺いながら、本事業のあり方について、さらに検討を進める。

緊急臨時的医師派遣事業の実績の推移

